

## 地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施の状況

### 1. 令和4年度の点検・評価結果の総括

当広域連合では、法令に基づき算定される「温室効果ガス総排出量」の削減だけでなく、低炭素社会の構築に向けて社会全体として温室効果ガスの排出量の削減につながる措置に取り組んでいます。

次表に記載のとおり、基準年度に比べ令和4年度は、「温室効果ガス排出量」が約3.0%増となりました。

これを受け、当広域連合では職員に周知するとともに、自動車燃料使用量の削減に向けたより一層の取り組みを実施します。

### 2. 温室効果ガス総排出量及び主要な目標の状況

温室効果ガス総排出量とその削減のための措置に関する主要な目標の状況を次表に示します。

令和4年度の二酸化炭素排出量は、1,387.6 (kg-CO<sub>2</sub>) であり、基準年度に比べ3.4%増でした。メタン排出量は、1.9 (kg-CH<sub>4</sub>) であり、基準年度に比べ9.5%減でした。一酸化二窒素は、63.0 (kg-N<sub>2</sub>O) であり、基準年度に比べ5.5%減でした。

基準年度に比べ、公用車の走行距離が減少したため、メタン及び一酸化二窒素排出量は減少しました。一方でガソリン消費量の増加により、二酸化炭素及び総排出量は増加しています。

目標	年度	実績値		目標値
		基準年度	最新実績	目標年度
	平成28年度	令和4年度	令和4年度	
温室効果ガス総排出量※		1,410.7	1,452.5	1,340.0
二酸化炭素排出量		1,341.9	1,387.6	1,274.6
メタン排出量		2.1	1.9	1.9
一酸化二窒素		66.7	63.0	63.5

※ 温室効果ガス総排出量とは、異なる種類の温室効果ガスの排出量を、それぞれが地球温暖化をもたらす強さの程度に応じて二酸化炭素の量に換算して合計した量です。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項で定義されており、その算定方法は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）で定められています。